

令和3年度第2回人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会

日時：令和3年10月5日（火） 午後3時より

場所：豊川市役所 本34会議室（本庁舎3階）

1 あいさつ

2 議題

(1) 第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画素案について

〈事務局〉

「資料1」の説明

【第1章から第2章（1ページから15ページまで）における意見】

〈委員〉

4ページの「一人ひとり」という表現が、全て漢字になっていたり、漢字とひらがなになっていたりするところを、統一させた方がよい。あと、元号が先で西暦が後になっているところが、赤文字部分の4行目だけ逆になっている。

6ページの表で、配布数は平成23年度が4,000票で、平成29年度と令和2年度が平成23年度の半分になっているが、何か理由があるのか。

〈事務局〉

4,000票から2,000票にしたのは、多くの計画の中で2,000という調査数が標準的になっているためである。23年度を4,000としたときの状況や経緯を調べる。

〈委員〉

回収率が4,000で（有効回収数が）37.6%だとちょっと無駄が多い気がするので、2,000くらいが妥当だと感じる。

10ページの4行目だが、『「黙って我慢する」は平成29年度』とあるが、「は」と「平成」の間に読点が入る形がよいと感じた。

11ページの1行目に「かかわる」とあり、「かかる」という表現もある。それで、13ページの第2段落の下から2行目に「人権にかかる相談体制」とあるが、この場合は「かかわる」ではないかという気がする。

「(3) 今後の課題」の特に第1段落になりますが、今までは読点が打ってあり非常に読みやすいが、ここだけは句読点が少なくて少し読みづらいというのが読んだ時の印象である。なぜここだけ句読点が少ないのか。2段目、3段目と比べても少ないと思う。

〈委員〉

目次の計画の概要が第一章に入っていることについて違和感を覚えたが、この方

が流れとしてはいいと思う。また、2-5の「人権市民意識調査結果からみる市民の人権意識」が「人権施策の動向」というくくりに入るかどうかというところに違和感を覚える。ここは計画策定の背景という意味では当然市民調査の結果であるので、重要なポイントになるところではあるが、2番に入れるのではなく、3という形で項目立てをした方がいい気がする。それまでの国・県・市の動きというのは、もちろん国際社会というのもあるが、上4つの見出しと比べると、並べるには無理があるような気がする。

1ページ目「計画策定の趣旨」として4段落の構成で書かれているが、最初2行目「インターネットによる人権侵害」は、今回の計画策定にあたっては大変重要なものだと思う。取り上げることは大事だが、この文面からすると3行目に「…など多岐の分野にわたるため」と集約しているが、「インターネットによる人権侵害」は「多岐の分野」ではなく、「手段」や「人権侵害の行われる場」になると思うので、「多岐の分野にわたる」に加え、「さらにインターネットによる人権侵害」というような形にするのが適切ではないか。そうして、「多岐にわたる人権侵害の問題とインターネットというツールを介した人権侵害」そうした問題について理解を深めるといように持っていくのがいいと思う。

同様にここの部分について、4段落からあるが、2段落の冒頭「本計画は」という形で始まるが、最後のところで『「本計画」という』というのは、「第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」のことを指すので、ここに「本計画」が2つ出てきてしまうことになるためおかしい。これは文章の並びがよくないのだと思う。最初に赤字の4行の第1段落を持ってきたら、次に第3段落になっている「平成24年(2012年)3月に策定した」という前回の行動計画の説明をし、『この計画期間満了に伴って今回、「第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定する』とした上で2段落のところへ持ってくるととてもスムーズに読めるのではないかと思う。必要なことが簡潔に書かれているが、並べる順番を少し検討いただけるといいのではないか。

第2段落の文章でちょっと引っかかるところがあるので、既に出ている文章であってもきちんと適切な形を検討されることを望む。

〈会長〉

14ページの「基本的な考え方」のところだが、今現在人権の方の関係でいくと、去年と今年で人権啓発のキャッチコピーというのがあり、「誰かのことではない」というちょっと珍しいキャッチコピーとなっている。それが国の人権擁護の考え方なので「誰かのことではない」というのは、結局身の回りの人権問題を他人事ではなくて自分のこととして捉えるという視点が今の段階では問われているということであるので、そうした考え方を基本的な考え方に入れていく必要があるのではないかと思う。

今言われているのは人権意識に対する無知・無関心で、特にいじめでは無関心というのがいじめを誘発するという考え方であり、無知・無関心というのを理解することも大事だが、自分のこととして捉え、無知・無関心を排除するところまで求められているので、その辺をこの基本的な考え方に上手く入れられるよう、お願いを

したい。

〈委員〉

14 ページの1-2の「②個人の尊厳の確保と共生社会の実現」の2行目のところだが、「…かつ個人と能力が十分」の個人と能力を同率に並べるのはちょっと引っかかるところであるのと、15 ページの HIV 感染者・ハンセン病患者等のところだが、例えばコロナのような最新のことを入れるかどうか。私としては HIV 感染者・ハンセン病患者はあまりいないような気がするし、それよりもむしろコロナの方がより市民の関心が高いという点からすれば、コロナのことについて若干触れてもいいのではないかと思う。ニュースなどでもワクチンを打った・打たないで人権が侵されていることを考えると、コロナを少し入れるのもいいのではないかなと思う。

〈委員〉

私も同じく 14 ページ②の2行目「個人と能力」のところに違和感を覚えた。「個性と能力」あるいは「個人の能力」などそういう形が適切ではないかなと思う。

14 ページの③④の文末「十分に配慮する必要があります」というこの言い方は少し弱いという感じ。ここは主として基本的な考え方と姿勢を示すところであるので、例えばずっと後の方の重点課題のところ、現状と課題のところで「必要がある」というのはわかるのだが、ここはやはり「配慮します」あるいは「④協働による取組の推進」であれば、「姿勢を推進します」と姿勢が必要だということを解説するのではなく、市としての取り組む決意を示すためにはっきりとした言い方を文末で表現できるのではないかなと思う。

14 ページで「基本的人権」という言葉が出てきていて、「基本的人権」と「人権」は全く同じものではないわけで、こういうところでの使い分け、文脈上で違いを明確にした上で言葉を用いておられるかどうか疑問を感じたので、言葉の使い方に配慮いただきたい。

13 ページの「今後の課題」についてです。ここで「基本的人権」と「人権」が出てきているが、1 段落目の上から7行目「人権問題がその解消をみず」という言い方を削除した方がいいと思う。人権問題は解消されておらず、日々新たな問題がわいてくるようなところがあるが、日本国として市民として努力していて、人権意識が高まることによってそれまで看過してきた人権侵害に気づくということもあるし、社会情勢の変化に応じて、それまでにはなかった人権侵害というのとも出てくるため、次々に発生してくる人権問題という捉え方で「解消する」ではなくて「追求していく」という姿勢で問題に取り組むのがいいと思う。意識が高まることによって人権侵害しなくなるということもあるが、逆に気づかなかつた人権侵害についての意識が芽生えることもあるような気がする。「解消をみず」というのは現状ではいいのかもしれないが、あえてなくても、社会に根強くある人権に関する課題というような見方でいいのではないかなと思う。

【第三章（16 ページから 30 ページまで）の意見】

〈委員〉

17 ページの「(1) 家庭における教育力の向上」のところは割とすっと入ってくるが、説明文の「人権について学び合う教育力を高める」はあまりにも簡単に表現してしまっているので、「人権を学び合うことによって、家族が人権に対する意識を高める」ということが教育力を高めることだと思うので、「人権について学び合う教育力を高める」というのは表現的にはどうかと思う。

「家族の絆」でいうと、「家庭の絆や地域の連帯感」とした方がすっきり読めるし、絆については(1)で「高める」という表現がしてあって、②だと「深める」ということで、変化に富んだのを書くのがいいのか、統一した方がいいのか、事務局の方でお考えいただきたい。

18 ページの「②地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります」というところで、2つ目のところに「PTA、町内会役員、民生委員…」とあるが、ここに保護司が入ってもいいと保護司の立場としては思う。

〈委員〉

17 ページの「①家庭における教育力を高めるための支援をします」というところの3行目「人権に関する学習機会や、父親の家庭教育参加の支援などを工夫します」の「参加」という表現は、家庭教育の中に父親はもともと存在しているものであるため、なくていいと思う。

【第三章「重要課題」(31 ページ以降)の意見】

〈委員〉

36 ページ「2-1 女性」のところで、先ほど女性センター（DVなどで困っている状態の女性を保護するところ）というのを聞いたが、どのくらいの規模なのか。

〈事務局〉

規模というのは決まっているわけではなく、相談と支援と体制が必要だということである。どのような規模にするのかは市として必要な規模になるが、「第3次男女共同参画基本計画」を見直した際、法律の中に「配偶者暴力相談支援センター」という機能があり、市町村が設置については努力義務ということで法律にはなっていて、豊川市としてこういったものを検討していくという段階でまだ留めていて、具体的な規模や場所を示すことができるものはない。現状女性悩みごと相談や市民のよろず相談など、女性の方からいろんな相談をいただいている。またDVの相談もあるので、そういった相談を今後どのような形でより相談体制として充実させていくかこれから話し合っ決めていくところである。

〈委員〉

例えば、市民の要望は参考として聞いていただくことは可能であるか。

〈事務局〉

市民の皆様からの意見を承っている。

〈委員〉

38 ページの「取組みの方向」の(2)と(3)の順番は何か意図しているものがあるか。「暴力根絶と被害者支援」が2番目に上がる理由があればお聞かせ願いたい。

〈事務局〉

順番に関しては特に理由はなく、現在の計画では「(1)男女が互いに人権を尊重できる人づくり」の中に今回追加した(2)の内容が入っているもので、そこから1つ出したという形にしたので、それを(2)にしたというだけで、(1)がより重要だ、などといった順番は特に考えていない。

〈委員(※)〉

38 ページ(1)①の3番目「児童・生徒が人権尊重…必要な情報を選択できる能力を養います。」これは間違っていないが、できたら、「正しい情報を」とした方がいいと思う。必要・不必要だけで情報を見るのではなく、その前提となっている情報の中身までもきちんと判断できるといいと思う。

39 ページでも①の2番目「男性の家事能力の向上と育児や介護への参加をはじめ…」というのは今の時代にはふさわしくないような気がする。これは男女が家事と育児、介護等を分担するという言い方で示す方がいいと思う。②の1番目「子育て中の女性の負担を軽減するために」ではなく、「子育て中の親あるいは家族、夫婦」というようにした方がいい。2番目には「子育て中の家族が」とあるので、1番目は少し残念に思う。3番目も、「子育て中の女性や」とある。子育てが女性だけではないという見方を文面で示していただきたい。(3)の1文目も、「女性のみでなく男性も家庭的責任を担い」という表現を適切に直していただきたい。

〈委員〉

今の女性のことに関する意見についてちょっと逆のことを思っているのだが、現状としては女性に負担がかかっているの、その女性に対して手厚くするという言い方をすれば、本文のままでもいいのではないかなという感じはある。理想としては男女共同となるが、現状ではやはり女性に負担がかかっているということで、それを改善していこうという立場もあるのではないかなと。

〈委員〉

文章で「女性が今大変だから平等にしていこう」という意識はあるのだが、ニュアンスで「女性」という感覚がものすごく強い、染みついてしまっていると感じるので、もともとから「平等」という形でスタートしてほしい。

〈委員〉

現状を考えると家事は女性というような昔からの考え方、あり方を改めようとしている。

〈委員〉

それはわかるのだが、本当に平等な言葉で載せて、「現実はこちらです」というように載せてもいいと思う。そして、それを変えていってもいい。

〈会長〉

私は委員(※)の意見が受け入れやすいと思った。資料は市の考え方が出るので、

委員（※）の考え方の方が豊川市の姿勢を示すにはいいかなと思う。

〈事務局〉

重要課題として「女性」というくくりがあるものなので、女性に特化した表現を使っている認識を得ていた。先ほど質問いただいた17ページ「男性の家庭教育参加のところで、男女関わらず全て家庭や地域社会における男女平等というような表現がふさわしいだろうな」という考えがある。

重要課題の「女性」がテーマであるので「女性に関する人権の教育・啓発」という視点を踏まえながら今の意見を頂いて、「男性も女性も」という今の社会の状況が正しく伝わるように文章だけを見て「女性だけが負担を強いられている」だったり「負担をかけられている」といった誤解を招かない文章ということではそれぞれの意見は理解できるものであったので、県や国のいろんな計画を参考にしながら考える。

〈委員〉

外国籍と障害者に関してのテーマだが、ここに入っていないが、コロナに関する事で、あるお店で障害が重くマスクができない子ども（外国籍）が入り口で止められて、子どもは中学3年でうまく話せず説明ができない上に、店に入れないことがあった。これを踏まえ、外国籍の人や障害者が守られるために何かできないかなと思っている。

〈事務局〉

マスクができないのでお店の方が断ったということであると、そこはやはり合理的な配慮、障害者の側にはマスクができない理由があるのに、外国籍であるために十分に説明ができない状況でお店の方にも伝わらなかったし、伝えられなかったというケースであるようなので、日本語を表記した文章をお持ちいただいたりする対策等がよいかと思われる。こちらは、状況を聞いて個別に対応する形になるかと思うので相談していただければと思う。

〈委員〉

このような事例を私は何件か聞いているので、これから寒くなってきてコロナが増えてくると同じようなケースが増えてしまうことが心配である。

〈事務局〉

福祉課の方では障害者の支援をしていて、いろんなお店や外での差別を受けた場合の相談を受け付けており、そういった方が多いようであれば市として何ができるのか考えるようになるので、まずは相談していただけるといいかなと思う。まずは市が問題を認識することが大事だと思われる。

〈委員〉

高齢者のところで、52ページ「①各種相談を充実する」だが、前回の計画では「詐欺や悪徳商法関連の消費者相談窓口」というのがあるが、これは消えてしまったのか。47ページの現状と課題では意識調査の中で「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」が、高齢者には人権問題としてそういう状況にあると回答した人が多いことが示されている。市の認識はこういうところにあるのに、前回あったものが消えてしまっている

ことに関してはいかがであるか。

〈事務局〉

52 ページの質問に関しては、数年前から消費生活センターの業務が東三河広域連合に移管されて、今の計画は商工観光課が担当課として記載しているので削除した。

〈委員〉

市が直接担当ではないという説明であるが、ただそれでも意識調査で多くの人をこれを課題だと思っているので少し市の直接の担当ではないことを踏まえて紹介するとか、そういう書き方ができればいいかなと思う。意識調査をもとに計画を立てる、国・県の動きを踏まえて市としてこの地域に根差した計画を作るという姿勢からしたときに、意識調査の高いポイントのものは考えてもらいたい。

〈委員〉

45 ページの②の主な担当課の中に福祉課が入ってもいいのではないかなと思う。福祉課の事業で小中学校の全校生徒の表彰をしているということからすれば、ここに加えてもいいと思う。

〈会長〉

84 ページに計画の推進があるが、この素案自体が豊川市の考え方・方向ということであり、こういう形で人権について進めていくわけだが、具体的にどのように進め、1年経ってどのような成果があったかについては分かりにくくあるが、今後の考え方として、どのように計画がなされ、最後にそれがチェックされるという PDCA サイクルをもとにした計画の達成というようなことについてもどこかで言及していく必要があると思う。

〈事務局〉

本日の意見について、内容を整理して第3回の審議会で示す。

3 その他

- ・次回は11月9日の15時より実施します。
- ・ご意見シートは10月12日までに提出してください。

以上